

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1320号)

平成27年10月23日

横情審答申第1320号

平成27年10月23日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成27年2月20日都筑政第1150号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「都筑区協働事業提案審査制度実施要綱の制定等について」ほかの別表に
示す45件の行政文書に係る一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「都筑区協働事業提案審査制度実施要綱の制定等について」ほかの別表に示す45件の行政文書を一部開示とした決定のうち、「都筑の文化 夢スタジオ記者発表資料」に記載されている個人の氏については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「別添資料以外の「都筑の文化 夢スタジオ」に関する書類の一切」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成26年11月25日付で行った「都筑区協働事業提案審査制度実施要綱の制定等について」ほか別表に示す行政文書（以下「本件申立文書」という。）を一部開示とした決定（以下「本件処分」という。）のうち電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除く部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示とした決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名、住所、個人印の印影、肩書、勤務先等及び所属等については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

(2) 情報公開条例第7条第2項第3号アの該当性について

都筑文化芸術活動場（愛称：都筑の文化 夢スタジオ。以下「夢スタジオ」という。）の整備に当たって作成された平面図については、設計者の建築設計上の技術的ノウハウが含まれており、開示することにより、設計者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため、本号アに該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。

(3) 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

法人代表者印の印影、団体代表者印の印影及び銀行口座情報の部分については、公にすることにより、第三者に偽造又は悪用されるなどして、当該法人又は団体の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除き、本件申立文書の全部を開示する、との決定を求める。
- (2) 実施機関が一部開示とした本件申立文書は、既に公にされている情報である。また、夢スタジオに関する文書は、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号）の公開の基本原則に基づき、開示されることが妥当であると考えます。
- (3) 申立人は、「夢スタジオ管理運営委員会」と「横浜都筑文化施設プロジェクト」のメンバー構成から、夢スタジオの運営に対する疑念を抱いている。また、夢スタジオ利用に当たって、優先枠についての規則も不透明で、仕組みが分からない状態である。

5 審査会の判断

(1) 夢スタジオに係る事務について

ア 夢スタジオは、都筑区中川中央一丁目の文化施設用地に、区民から事業提案書の提出を受け、都筑区民の音楽や演劇等の練習・活動の場として、市民活力推進局文化振興部文化振興課（当時。現在の文化観光局文化芸術創造都市推進部文化振興課。以下「文化振興課」という。）が暫定的に整備した区民利用施設である。夢スタジオは、都筑区内で文化芸術活動や文化芸術の振興に取り組む区民で構成する団体により運営されている。当該団体は、夢スタジオ運営に関する事業提案を行い、協働事業として都筑区と管理運営に関する協定を締結している。さらに、都筑区から夢スタジオの無償提供を受け、管理運営経費を自ら確保した上で施設運営を行っている。

イ 夢スタジオは平成20年12月8日に開館し、当初は平成23年3月31日までを暫定利用期間としていたが、地元からの要望も強いことから、平成23年度以降についても、年度毎に暫定利用期間を更新している。

ウ 夢スタジオについては、文化振興課が施設の整備を担当し、都筑区総務部区政推進課（以下「区政推進課」という。）が施設の管理を担当している。都筑区総

務部地域振興課は、都筑区内の文化振興及び市民活動・生涯学習の所管部署として、夢スタジオとの関わりがある。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、申立人が開示請求書に添付している文書以外の夢スタジオに関する文書一切のうち、区政推進課において保有しているもの全てである。

申立人は、本件申立文書のうち電話番号及び銀行口座番号の個人情報を除く全ての非開示部分の開示を求めると主張しているため、当審査会では、電話番号及び銀行口座番号を除く非開示部分について以下判断する。

(3) 情報公開条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 個人の氏名、住所、個人印の印影、肩書、勤務先等及び所属等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

ウ 次に、本号ただし書アの該当性について検討する。

実施機関は本件申立文書のうち、「都筑の文化 夢スタジオ記者発表資料」の個人の氏については、特定の個人を識別できるものであるため非開示としたと主張している。

当審査会が「都筑の文化 夢スタジオ記者発表資料」を見分したところ、当該非開示部分は、「夢スタジオ管理運営委員会」の委員長（以下「委員長」という。）の氏であることが認められた。

委員長の氏については、特定の個人に関する情報であるが、一般に公表されているものであると認められることから、当該情報については、慣行として公にされている情報である。

エ 以上のことから、「都筑の文化 夢スタジオ記者発表資料」の個人の氏について

ては本号ただし書アに該当するため、開示すべきである。

また、当審査会が本号本文前段に該当するとしたその他の情報については、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(4) 情報公開条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報・・・であって、次に掲げるもの。・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、夢スタジオの整備に当たって作成された平面図については、夢スタジオの設計者から文化振興課に提供されたものと同じものであり、一般には公開していないものであることから非開示としたと説明している。

ウ 当審査会が当該平面図を見分したところ、夢スタジオの整備に当たって作成された平面図であることが認められた。当該平面図については、設計者のノウハウに関する情報が記載されているため、これを公にすることにより、事業活動上の利益を害するおそれがあるものと認められることから、本号アに該当する。

(5) 情報公開条例第7条第2項第4号の該当性について

ア 情報公開条例第7条第2項第4号では、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 法人代表者印の印影及び団体代表者印の印影は、公にすると、第三者に偽造されるなどして、当該法人又は団体の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(6) その他

申立人は縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を一部開示とした決定のうち、別表に示す本件申立文書のうち、「都筑の文化 夢スタジオ記者発表資料」に記載されている個人の氏を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を情報公開条例第7条第2項第2号、第3号ア及び第4号に該当するため一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 三輪律江

別表 答申文中の本件申立文書に係る行政文書名称の内訳

	行政文書名称
1	都筑区協働事業提案審査制度実施要綱の制定等について
2	都筑区との協働事業に関する区民提案について
3	「都筑の文化 夢スタジオ」運営委員募集
4	都筑の文化 夢スタジオ記者発表資料
5	都筑文化芸術活動場（都筑の文化夢スタジオ）協働事業継続の要望書について（平成22年10月20日決裁）
6	平成23年3月1日管理運営委員会
7	都筑の文化 夢スタジオ第3回定期総会
8	都筑文化芸術活動場（都筑の文化夢スタジオ）協働事業継続の要望書について（平成24年3月8日決裁）
9	都筑の文化 夢スタジオ第4回定期総会
10	都筑の文化 夢スタジオ第5回定期総会
11	都筑の文化 夢スタジオ第6回定期総会
12	都筑の文化 夢スタジオ第65回役員会
13	都筑の文化 夢スタジオ第66回役員会
14	都筑の文化 夢スタジオ第67回役員会
15	第1回都筑区協働事業提案審査委員会
16	「都筑の文化夢スタジオ」運営のご協力をお願い
17	【発注伺】都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託について（平成23年4月1日決裁）
18	【発注伺】都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託について（平成24年4月1日決裁）
19	（発注伺）都筑文化芸術活動場室外機改修について
20	8383-20121114-838377-支出命令-033576-1106（都筑文化芸術活動場室外機改修）
21	【発注伺】都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託について（平成25年4月1日決裁）
22	（発注伺）都筑文化芸術活動場手洗器、多機能トイレ排水管清掃（異臭）修繕について
23	【発注伺】都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託について（平成26年4月1日決裁）
24	【発注伺】都筑文化芸術活動場（夢スタジオ）空調機修繕について
25	【発注伺】都筑文化芸術活動場（夢スタジオ）空調機新規取付委託業務について
26	8383-20140826-838312-支出命令-1-023361-1302（都筑文化芸術活動場空調機新規取付委託）
27	8383-20140910-838312-支出命令-1-023278-1306（都筑文化芸術活動場空調機修繕）
28	8383-20110812-838377-支出命令-014694-1304（都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託第1回目）

	行政文書名称
29	8383-20111130-838377-支出命令-031016-1304（都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託第2回目）
30	8383-20120210-838377-支出命令-043342-1304（都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託第3回目）
31	8383-20120502-838377-支出命令-058659-1304（平成23年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託第4回目）
32	8383-20120815-838377-支出命令-017232-1304（平成24年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<1回目>）
33	8383-20121102-838377-支出命令-028823-1304（平成24年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第2回目>）
34	8383-20130205-838377-支出命令-044474-1304（平成24年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第3回目>）
35	8383-20130430-838377-支出命令-059030-1304（平成24年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第4回目>）
36	（発注伺）都筑文化芸術活動場床補修について
37	都筑文化芸術活動場床補修に係る解除契約について
38	8383-20130801-838377-支出命令-011946-1304（平成25年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第1回目>）
39	8383-20131030-838377-支出命令-027960-1304（平成25年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第2回目>）
40	8383-20140206-838377-支出命令-043244-1304（平成25年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第3回目>）
41	8383-20140501-838377-支出命令-1-056512-1304（平成25年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第4回目>）
42	（発注伺）都筑文化芸術活動場床補修について（平成25年度4月15日決裁）
43	8383-20130605-838312-支出命令-004016-1106（都筑文化芸術活動場床補修）
44	都筑の文化夢スタジオ管理運営委員会議事録（平成26年9月8日）
45	8383-20140731-838377-支出命令-1-015333-1304（平成26年度都筑文化芸術活動場利用促進広報業務委託<第1回目>）

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年2月20日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成27年6月26日 (第273回第二部会)	・審議
平成27年7月10日 (第274回第二部会)	・審議
平成27年7月24日 (第275回第二部会)	・審議
平成27年8月28日 (第276回第二部会)	・審議
平成27年9月25日 (第278回第二部会)	・審議